

「複製物の写り込みに関するガイドライン」に関するQ & A

Q 1 : 3 . に「同一紙面」の説明として「原則として1頁を単位とする」とありますが、いかなる場合も見開きでの複写は認められないのでしょうか。

A : 例えば、著作物の一部分を指定した際、見開いた一方のページの途中が始点となり、もう一方のページの途中が終点となるような場合には、見開きで複写しても構いません。

また、複写しようとする資料の形状（大きさ）と複写機の形状（大きさ）との関係で、見開きの状態で複写せざるをえないような場合も、見開きで複写して構いません。

Q 2 : 「原則として1頁を単位とする」とありますが、1ページ内に複数の著作物が掲載されている場合、そのまま複写しても問題はありますか。

A : 個々の著作物を遮蔽して複写することが困難な場合には、そのまま複写して構いません。

Q 3 : 4 . の「写り込みの許容により、結果的に当該図書の全部又は大部分を複製し、当該図書の購入に代替すること」とは、どのような状態をいうのでしょうか。

A : このガイドラインが対象とする複製の単位は、「原則として1頁」ですので、現実には、このガイドラインによって「図書の全部又は大部分を複製」という事態が生じるとは考えにくいと言えます。

しかしながら、同一資料への申込を重ね、結果として「図書の全部又は大部分を複製」するということが不可能ではありません。このようなことがないように、各図書館では、複写申込を受付する際には、十分な注意が必要です。

Q 4 : 5 . によって、「楽譜、地図、写真集・画集」が対象資料から除外されていますが、複製しようとする紙面に挿図、引用資料、説明資料として、それらが掲載されている場合は、どのように扱えばいいのでしょうか。

A : 5 . で対象から除外している、楽譜、地図、写真集・画集は、もっぱら楽譜として刊行されたもの、あるいは地図帳、また、主に鑑賞を目的とした写真集・画集を想定しており、例えば事典に、合戦の項目があって、説明資料として地図が掲載されている場合や、音楽家の項目があって、代表作の楽譜の一部が掲載されている場合など、これらの地図や楽譜は、5 . で除外されている対象とはしません。

Q 4 : 5 . によって、「雑誌の最新号」が対象資料から除外されていますが、何故でしょうか。

A： 週刊誌や月刊誌などでは、連載のコラム記事で1頁以下のものがあり、それに対して根強い読者がいるそうです。ガイドラインを適用するとそれらの記事全体の複製が可能になりますが、場合によっては、その1頁を読むために雑誌の最新号を購入する場合もあるので、最新号については記事全体の複製は避けて欲しいとの権利者側からの要望に基づくものです。また、この条項で言う「雑誌」とは週刊、月刊程度の発行頻度を持つ雑誌を指し、「最新号」とは次号が発行されるまでのものを指します。